

小規模個人再生において住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断にあたり無異議債権の存否等を考慮することの可否

小規模個人再生において住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断にあたり無異議債権の存否等を考慮することの可否

(最決平成29年12月19日金法2082号6頁、金判1537号21頁)

近 藤 隆 司

第1 事実の概要

税理士であるYは、平成25年2月、顧客であるXから債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟（以下「別件訴訟」という）を提起された。Yは、同年12月、その所有する土地建物について、Yの実弟であるAのYに対する平成11年10月10日付け金銭消費貸借契約に基づく2000万円の貸付債権（以下「本件貸付債権」という）を被担保債権とする抵当権を設定した旨の仮登記（以下「本件仮登記」という）を経由した。なお、上記土地建物には、同土地建物についての住宅ローン債権（以下「本件住宅ローン債権」という）を被担保債権とする順位1番の抵当権が設定され、その旨の登記が経由されていた。

別件訴訟の控訴審において、平成28年4月、Yに対し、Xに約1160万円及び遅延損害金を支払うよう命ずる判決が言い渡され、同判決はその頃確定した（この判決によって確定した損害賠償債権を以下「本件損害賠償債権」という）。Yは、同年8月26日、本件仮登記の抹消登記を経由した。

Yは、平成28年9月7日、東京地方裁判所に対し、小規模個人再生手続開始の申立てをし、同日、個人再生委員が選任され、同月20日、再生手続開始の決定を受けた。上記申立てに当たりYが提出した債権者一覧表には、本件住宅ローン債権以外に、本件貸付債権及び本件損害賠償債権を含め、再生債権の額または担保不足見込額の合計が約4027万円となる債権が記載されていた。

Xは、債権届出期間内に、再生債権の額を約1345万円として本件損害賠償債権の届出をした。Aは、上記届出期間内に本件貸付債権の届出及びこれを有しない旨の届出をせず、民事再生法（以下「法」という）225条により、上記債権者一覧表の記載内容と同一の内容で再生債権の届出をしたものとみなされた。

本件貸付債権及び本件損害賠償債権について一般異議申述期間を経過するまでにY及び届出再生債権者から異議が述べられなかったことから、A及びXは、法230条8項により、届出再生債権の額に応じてそれぞれ議決権を行使することができることとされた。なお、本件再生手続における議決権者はX及びAを含む10名であり、議決権者の議決権の総額は約3705万円であった。

Yは、平成28年12月19日、再生裁判所（原々審）に対し、本件住宅ローン債権につき住宅資金

特別条項を定めた上で、本件住宅ローン債権を除く再生債権につき90%の免除を受け、これを分割返済する旨の再生計画案を提出した。再生裁判所は、同月27日、本件再生計画案を決議に付する決定をし、Xのみが同裁判所が定めた期間内に本件再生計画案に同意しない旨の回答をした。本件再生計画案は、同意しない旨を回答した議決権者の数が議決権者総数の半数に満たず、かつ、当該議決権の額が議決権者の議決権の総額の2分の1を超えないとして、法230条6項により可決されたものとみなされた。

再生裁判所は、「不認可事由が認められないので、再生計画を認可するのが相当である。」との個人再生委員の意見を踏まえ、平成29年1月19日、上記のとおり本件再生計画案が可決された再生計画につき認可の決定（原々決定）をした（東京地決平成29年1月19日金判1537号29頁）。これに対し、Xは、即時抗告をした。

Yは、原審において本件貸付債権の裏付けとなる資料の提出を求められたが、借用証や金銭の交付を裏付ける客観的な資料を提出しなかった。原審は、Yが実際には存在しない本件貸付債権を意図的に債権者一覧表に記載するなどの信義則に反する行為により本件再生計画案を可決させた疑いが存するので、本件貸付債権の存否を含め信義則に反する行為の有無につき調査を尽くす必要があるとして、原々決定を取り消し、本件を原々審に差し戻した（東京高決平成29年5月30日金法2078号86頁、金判1537号27頁）。これに対し、Yは、許可抗告をした。Yの所論は、本件貸付債権は法230条8項にいう無異議債権であるから、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断に当たっては本件貸付債権が存在することを前提に判断することを要し、本件の事実関係の下において、本件貸付債権の存否について調査をする必要があるとして原々決定を取り消した原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法があるというものであった。

第2 決定要旨

抗告棄却。

①「法231条が、小規模個人再生において、再生計画案が可決された場合になお、再生裁判所の認可の決定を要するものとし、再生裁判所は一定の場合に不認可の決定をすることとした趣旨は、再生計画が、再生債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図るという法の目的（法1条）を達成するに適切しているかどうかを、再生裁判所に改めて審査させ、その際、後見的な見地から少数債権者の保護を図り、ひいては再生債権者の一般の利益を保護しようとするものであると解される。そうすると、小規模個人再生における再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合に適用される法202条2項4号所定の不認可事由である『再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき』には、議決権を行使した再生債権者が詐欺、強迫又は不正な利益の供与等を受けたことにより再生計画案が可決された場合はもとより、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含まれるものと解するのが相当である（最高裁平成19年（許）第24号同20年3月13日第一小法廷決定・民集第62巻3号860頁参照）。」

小規模個人再生において住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断に当たり無異議債権の存否等を考慮することの可否

- ②「そして、上記の趣旨によれば、小規模個人再生において、再生債権の届出がされ（法225条により届出がされたものとみなされる場合を含む。）、一般異議申述期間又は特別異議申述期間を経過するまでに異議が述べられなかったとしても、住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断に当たっては、当該再生債権の存否を含め、当該再生債権の届出等に係る諸般の事情を考慮することができる」と解するのが相当である。」
- ③「これを本件についてみると、Yは、本件再生手続に係る再生手続開始の申立てに当たり、債権者一覧表に本件貸付債権を記載して提出し、本件貸付債権は再生債権の届出をしたとみなされたものである。しかしながら、本件貸付債権は、Yが本件再生手続に係る再生手続開始の申立てより16年以上前にその実弟であるAから2000万円の貸付けを受けたことにより発生したというものであり、本件仮登記が経由されたのは、別件訴訟の提起後で上記貸付けの時から14年以上を経過した平成25年12月であって、Yは、原審において本件貸付債権の裏付けとなる資料の提出を求められながら、借用証や金銭の交付を裏付ける客観的な資料を提出していないなど、本件貸付債権が実際には存在しないことをうかがわせる事情がある。そして、本件貸付債権については一般異議申述期間内に異議が述べられなかったため、Aは議決権の総額の2分の1を超える議決権を行使することができることとなり、本件再生計画案が可決されるに至っている。

以上の事情によれば、本件においては、Yが、実際には存在しない本件貸付債権を意図的に債権者一覧表に記載するなどして本件再生計画案を可決に至らしめた疑いがあるというべきであって、Yが再生債務者として債権者に対し公平かつ誠実に再生手続を進行する義務を負う立場にあることに照らすと（法38条2項参照）、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた疑いが存するといえる。しかるに、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かについて、本件貸付債権の存否を含めた調査は尽くされていない。」

なお、木内道祥裁判官の補足意見（以下「木内補足意見」という）が付されている。

第3 検討

1. 本決定の意義

本決定は、小規模個人再生において住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決されたケースにつき、①再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も、再生計画不認可事由の1つである「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」（民再[231条1項→]202条2項4号。以下「決議不正」ともいう）に含まれるとしたうえで、②再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断に当たり、無異議債権（民再230条8項）の存否や当該再生債権の届出等に係る諸般の事情を考慮することができる」と判示し、③本件については、本件再生計画案の可決は信義則に反する

行為に基づいてされた疑いが存するところ、原々審がこの点について審理を尽くさないで本件再生計画を認可したのは不当であるとして、原々決定を取消して差し戻した原決定を支持したものである。

2. 裁判所による再生計画の認可の制度の趣旨

民事再生法は、再生計画案が可決された場合には、裁判所が再生計画の認可または不認可の決定をするものと定めている。通常再生については、174条で定められており（不認可事由については、同条2項各号〔3号：決議不正〕）、ただ、住宅資金特別条項を定めた場合については、202条で定められている（不認可事由については、同条2項各号〔4号：決議不正〕）。小規模個人再生については、231条で定められている（不認可事由については、174条2項各号〔3号：決議不正〕及び231条2項各号。ただ、住宅資金特別条項を定めた場合の不認可事由は、202条2項各号〔4号：決議不正〕及び231条2項各号）。

裁判所による再生計画の認可の制度の趣旨については、「債権者集会等における再生計画案に対する決議の本質は、債権者と債務者の間における集団的和解であると解される。そうすると、裁判所による再生計画の認可または不認可は、当事者の私的自治に対する後見的な審査・監督という意義を有することになる。このような審査・監督が必要とされる理由としては、①再生計画案に同意しない少数者である再生債権者の利益の保護、②不正または不当な再生計画により再生債権者全体の利益が害されることの防止、③再生の目的を達成しえないような計画の実施から生ずる社会的な不経済の回避、などがあるものと考えられる。」（園尾隆司＝小林秀之編『条解民事再生法〔第3版〕』〔2013〕（以下「条解民再」という）915頁〔三木浩一〕）などと説明されている。

3. 「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」（民再174条2項3号・202条2項4号）の趣旨と議論

(1)趣旨

決議不正が再生計画の不認可事由の1つとされている趣旨については、「再生計画の決議に不正があってはならないことは、当然の法の要求するところとして、本条〔174条〕2項1号に包含されるはずである。それにもかかわらず、本号〔3号〕であらためて決議に不正がないことを独立の要件としたのは、決議は関係人の交渉が最終的に収斂する場であり、再生手続のなかでもとりわけ重要な意義を有するので、単に法の定めにも形式的に合致するだけでは足りず、あらゆる意味で不正があってはならないという趣旨を明らかにするためである。」（条解民再921頁〔三木〕）などと説明されている。

小規模個人再生において住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断にあたり無異議債権の存否等を考慮することの可否

(2)議論 (市川多美子「判解：最決平成20年3月13日民集62巻3号860頁」最判解民平成20年度166頁 (以下「市川解説」という) 参照)

民事再生法の前身である和議法51条3号は、「和議ノ決議カ不正ノ方法ニ因リテ成立スルニ至リタルトキ」を、和議条件の不認可事由の1つと定めていた。和議法の立法過程で、政府委員は、「三ハ不正ノ方法デ以テ和議ガ成立ニ至リマシテモ、或ハ詐欺デアル、或ハ脅喝ガ行ハレタト云フ場合ニハ、認可スルコトガ出来マセヌ」と述べるにとどまっていたが、和議法の立法担当者でもあった加藤正治博士は、賄賂の交付等により和議条件に同意させた場合のみならず、虚偽の債権を届け出て議決権を行使させた場合も当たると述べ、その後の通説は、議決権を行使する債権者に対して詐欺、賄賂の交付、強迫があった場合や、虚偽の債権者が議決権を行使した場合が当たるというものであった (なお、大決昭和12年6月30日民集16巻1037頁は、議決権を行使した和議債権者の1人が虚偽の債権者であるかが争われたケースにつき、結局のところ虚偽の債権者ではないとして和議条件の不認可事由を認めなかった。虚偽であったら不認可事由を認めたかは明らかではない)。

平成11年の民事再生法の制定において、174条2項3号は、和議法51条3号を踏襲したが、その立法過程で、特に新たな議論はみられなかった。また、平成12年の個人再生制度 (広くは住宅資金特別条項制度を含む) の創設等において、202条2項4号 (及び231条) が加わるようになったが、その改正過程でも、特に新たな議論はみられなかった。

しかしその後、新たな展開として、「本条 [174条] 2項3号にいう『不正の方法』とは、信義誠実に反するあらゆる行為を指す。たとえば、再生債務者または第三者が、再生債権者に対して詐欺もしくは脅迫をし、または賄賂その他の再生計画の条件によらない特別な利益を与え、あるいは与える約束をするなどして、計画案に賛成させ、期日に欠席させ、または虚偽の債権を届出させることなどがこれにあたる」(条解民再[第2版][2007]813頁[三木]) というように、決議不正について「信義則」を使った説明が登場した。

そして、最決平成20年3月13日民集62巻3号860頁 (以下「最決平成20年」という) は、通常再生 (住宅資金特別条項の定めなし) において民事再生法174条2項3号の決議不正が問題となったケースにつき、「[民事再生] 法174条が、再生計画案が可決された場合においてなお、再生裁判所の認可の決定を要するものとし、再生裁判所は一定の場合に不認可の決定をすることとした趣旨は、再生計画が、再生債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図るという法の目的 (法1条) を達成するに適しているかどうかを、再生裁判所に改めて審査させ、その際、後見的な見地から少数債権者の保護を図り、ひいては再生債権者の一般の利益を保護しようとするものであると解される。そうすると、法174条2項3号所定の『再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき』には、議決権を行使した再生債権者が詐欺、強迫又は不正な利益の供与等を受けたことにより再生計画案が可決された場合はもとより、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含まれるものと解するのが相当である (法38条2項参照)。…… [本件事実関係によれば、] 本件再生計画案は、議決権者の過半数

の同意が見込まれない状況にあったにもかかわらず、Y〔再生債務者である株式会社〕の取締役であるAから同じくYの取締役であるBへ回収可能性のない債権の一部が譲渡され、Yの関係者4名がYに対する債権者となり議決権者の過半数を占めることによって可決されたものであって、本件再生計画の決議は、法172条の3第1項1号の少数債権者保護の趣旨を潜脱し、再生債務者であるYらの信義則に反する行為によって成立するに至ったものといわざるを得ない。本件再生計画の決議は不正の方法によって成立したものであるというべきであり、これと同旨をいう原審の判断は是認することができる。」として、「信義則」を使った判断をおこなった。

本決定は、小規模個人再生（住宅資金特別条項の定めあり）において民事再生法〔231条1項→〕202条2項4号の決議不正が問題となったケースにつき、最決平成20年を踏襲したものである。

4. 若干のコメント

本決定について特に異論はないが、本決定についての評釈である山本和彦「小規模個人再生における虚偽債権の届出と不認可事由」金法2085号6頁（以下「山本評釈」という）を読んで、2点ほどコメントしたい。

第1点は、信義則違反の主体は再生債務者に限るか、である。

この点について、山本評釈は、木内補足意見が「信義則に反する行為の主体が債務者であることが本件の要素であり、一般的に、実体法上存在しない債権によって議決権を行使されて再生計画案が可決されたことをもって信義則違反とするものではない」と述べているところに着目し、「債権者が他の債権者との関係で再生計画案の議決に関して信義則上の義務を負うとは考えにくいから……債権者のみが一定の行為をした場合に、それを信義則違反と評価することは困難である」として、決議不正における信義則違反の主体は再生債務者（またはその内部者）の関与が前提になると解されている。

しかし、山本評釈自ら、「議決権行使に関する賄賂の提供のような場合が典型であるが（民再261条5項、262条2項参照）、他の債権者に働き掛けて虚偽の債権届出をさせることも、少なくとも特別の利益供与があるような場合は、『不正な方法』に当たりうると解されようか」とする。賄賂以外にも、詐欺・強迫などにより、他の債権者に虚偽の債権届出をさせることも考えられる。虚偽の債権届出以外にも、債権届出をさせないとか、債権届出を取り下げさせるとか、あるいは、再生計画案に賛成させることなども考えられる。通常再生において再生債権者が再生計画案を提出した場合（民再163条2項参照）には、そのような行為がなされる可能性が高まるかもしれない。

また、木内補足意見は、①本件は、再生債務者Yの行為のみで（再生債権者Aの行為がなくても）、信義則違反が成立しうる事案であるということ、加えて、②「一般的に、実体法上存在しない債権によって議決権を行使されて再生計画案が可決されたことをもって信義則

小規模個人再生において住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断にあたり無異議債権の存否等を考慮することの可否違反とするものではない」ということを説くものであって、一般論として、再生債務者の関与を前提にするものではないように思われる。なお、本決定（の法廷意見）も、最決平成20年も、「民事再生法38条2項」（再生債務者の公平誠実義務）を持ち出しているが、これらはいずれも、再生債務者の行為が問題となった事案だからと考えられる。

さらに、市川解説174頁は、最決平成20年決定につき、「本決定は、……原審が用いた『法が容認しない不公正な方法』という言い方を、『信義則に反する行為』に言い換えて、法174条2項3号についての原審の解釈を是認したものであると考えられる。」とされている。

以上のことから、ここにいう信義則とは、民法1条2項や民事訴訟法2条にいう信義則（いわば法的意味における信義則）ではなく、最決平成20年の原審のいう「法が容認しない不公正な方法」（いわば一般用語的な信義則）を意味するものと理解するのが適当であるように思われる（なお、もしそうであるとするなら、「再生計画の決議が再生債務者以外の者による不正の方法によって成立しなかった場合」についても検討する必要がある。立法論として、再生債務者を救済するための規定を創設することも考えられよう）。

第2点は、再生債権の手続内確定により影響を受けないのか、である。

通常再生では、再生債権は、届出・調査を経て確定すると、議決権行使の効果が生ずる（民再170条など）ほか、再生債権者表への記載により確定判決と同一の効力を生ずる（民再104条3項など）が、これを「実体的確定」などと呼んでいる。これに対して、小規模個人再生では、再生債権は、確定すると、議決権行使の効果が生ずる（民再230条8項）のみで、実体的には確定しないところ、これを「手続内確定」などと呼んでいる。

木内補足意見は、手続内確定とされていることに積極的な意味が付与されているわけではないということなどから、再生債権が確定していても、信義則違反と判断する妨げにはならないと述べる。

これに対して、山本評釈は、「本来は債権が確定している以上、その効果（議決権の存在）を手続の後続段階で覆すことは原則として否定されるべきことが大前提である」と解されている（ただし、虚偽の債権の届出に再生債務者が（中心的に）関与したケースについては、例外の余地を認めており、本件はこのようなケースと理解されている）。

この点について、①再生債権の確定という制度は、議決権行使の効果などを生じさせることを目的とするものであって、再生計画が不正の方法により成立したか否かということまで念頭に置いて設計されたものではない、②虚偽の債権の届出であることを他の再生債権者が見抜くことは事実上困難であって、それが債権確定後に判明した場合にまで他の再生債権者が再生計画の認可という不利益を負うことを甘受することは適当ではない、という理由から、再生債権が確定していることは、信義則違反と判断する妨げにならないと考える。このことは、手続内確定であろうと実体的確定であろうと、ひいては、小規模個人再生であろうと通常再生であろうと、同様と考える（なお、もしそうであるなら、再生裁判所の職権調査の範囲や、個人再生委員の職務の範囲について、問題が残ろう）。

以上